

集合住宅の量水器検針及び水道料金の徴収等に関する特別扱いの手続き

1 事前協議

設備設計に入る前に申込人（施主）及び指定工事店、建築請負業者、設計業者等と小牧市水道部と次の事項について協議を行う。

（給水係、収納係）

- (1) 中高層住宅の分譲住宅は集中検針（特別扱い）は認めない。ただし、長期的に当該集合住宅等を維持管理をして特別扱いに関する協定書の事項を責任をもって履行できる住宅の所有者又は管理人等がおり、かつ、あらかじめ修理等が速やかに対応できる者を選任し、水道部に届け出ることができる場合は、特別扱いを認める場合がある。
- (2) 各戸に設置する水道メーターは、小牧市水道部が指定した集中検針方式の遠隔指示式水道メーター（記憶装置付水道メーター又は協議により電子式水道メーターも可能とする。）であり、集中検針盤はプリンター式とする。
- (3) 市貸与メーター（親メーター）から屋内側の維持管理は、所有者又は管理人が行い、集中検針盤及び給水装置等の修理の対応は速やかに行うこととする。
- (4) 各戸に設置した子メーターは、8年で所有者又は管理人が取替えることとする。ただし、故障した場合は必要に応じ、速やかに所有者又は管理人が取替えることとする。係る費用も所有者又は管理人の負担とする。

《根拠法令：計量法第72条第2項及び同法施行令第18条》

- (5) 集中検針盤は、16年で所有者又は管理人が取替えることとする。ただし、故障したときは必要に応じ、速やかに所有者又は管理人が修理又は取替えることとする。係る費用も所有者又は管理

人の負担とする。

- (6) 盗水防止型屋外止水栓及び逆止弁は、小牧市水道部が指定するものとする。
- (7) 子メーターの設置は、容易に検針及びメーター交換ができるスペースを確保すること。
- (8) 盗水防止型屋外止水栓の設置は、容易に開栓、閉栓（中止）業務ができるようスペースを確保すること。
- (9) 子メーター等の設置場所には、鍵はかけないものとする。
- (10) 親メーターも集中検針盤で検針できるよう配線すること。
- (11) 集中検針盤の設置場所は、雨風が当たらない、かつ、検針のしやすい高さに取り付ける。ただし、やむを得ず外壁に取り付ける場合は、人が入れる庇をつけ、横から雨の当たらないよう囲いをする事。
- (12) 検針人が自由に出入りして検針できること。暗証番号等が必要な装置（オートロック等）は原則として認めない。
- (13) 漏水の場合は、相当分を所有者又は管理人等で負担すること。
- (14) 入居者（水道使用者）には、口座振替の方法で水道料金及び下水道使用料を支払うよう指導すること。
- (15) 滞納者がある場合は、所有者又は管理人は滞納整理に伴う集金及び給水停止執行処分（メーター取外し）に協力すること。
- (16) 入居者が入退去をする場合は、2～3日前に小牧市水道部料金課へ届け出ること。通常の勤務時間（平日の午前8：30～午後

5：00まで) 以外は取り扱わないので仲介業者等の関係者に、その旨、周知徹底すること。

以上のことが履行されない場合は、特別扱いはできません。

2 給水装置・給水申込書

原則として指定工事店から提出のこと。(給水係)

3 承認

承認書の送付

新加入者分担金の納入通知書の送付。(14日以内に納入のこと)
(給水係)

4 設計

設計打合せ(指定工事店、設計業者)(給水係、収納係)

提出図面等……………各3部(協定書締結用)A4判で袋とじができる状態で提出

- ① 位置図(建築現場へ行ける図面)
- ② 地形図(敷地)
- ③ 配置図(敷地の平面図で親メーター、集中検針盤の位置等が分かるもの)
- ④ 平面図(P・S・Mの位置の入った各階平面図に部屋番号が記入したもの)
- ⑤ 系統図(親メーター、検針盤の位置を入れたもの)
- ⑥ 配線図(集中検針用)
- ⑦ メーター廻り詳細図(P・S内立面図・平面図)
- ⑧ 受水槽の図面(平面・立面図、計算書)
- ⑨ 検針盤・メーターの承認図、カタログ(メーカー)

- ・ プリンター表示の設定(例; 101号室は=101)
- ・ 協定書内容の確認(鉛筆書きで最初は提出してもらい、検査後協定締結する)
- ・ 工事完了予定日の報告
- ・ 入居開始予定日の報告

5 メーター出庫

親メーターの入庫には、概ね1ヵ月以上の納期が必要ですので、指定工事店は事前に給水係へ親メーター交付希望日と水道メーターの業者名及びメーターの種類（記憶装置付き水道メーター又は電子式水道メーター）を連絡すること。親メーターの出庫は、事前協議が終わっていないものは、メーター出庫はしない。

新設給水装置（開栓・中止）申請書は、親メーター、子メーターの全部を提出のこと。（給水係、収納係）

6 竣工検査

- ① 検針盤と子メーターとの接続及び水圧、配管状況は、業者の責任施工
- ② 検針盤、親メータ及び子メーターの設置状況確認
(収納係②～⑨)
- ③ 各部屋に部屋番号を明示し、子メーターには部屋番号の札を取付ける。ただし、明らかに部屋番号の分かる所にメーターがある場合は、メーターへの札の取付けは行わない。
- ④ 指針数（初針）の確認……プリンターで打ち出す。
- ⑤ 開栓のものは開けて、中止のものは止水栓のハンドルを外しキャップをしておく。
- ⑥ 使用者の名簿に部屋番号と氏名にフリガナを付けて提出のこと。
(検査当日或いは検査日まで)
- ⑦ 検査日前に水道の使用はさせないこと。
- ⑧ 立会いは、水道部、申込人（施主）、指定工事店、メーター業者が行う。
- ⑨ 協定書の締結は、検査合格後とする。

7 開栓届

管理人、所有者、仲介業者、入居者（使用者）から届出（TEL可）（収納係）